

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	御殿場市 個人住民税 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、個人住民税及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市では、個人情報保護条例及び御殿場市セキュリティポリシーにより、個人情報及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。また、事務の一部を外部事業者等に委託する際には、業者の情報保護管理体制を確認し、合わせて秘密保持に関しても契約に含めることで、万全を期すこととしている。

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和5年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等に基づき、納税義務者に対し前年所得について住民税の賦課を行う。賦課事務において、提出された各種課税資料を管理し、納税義務者への納税通知書を発送、課税内容について異動・照会・回答等を行う。また、公正・適正な課税を行うため、被扶養者の所得調査や未申告者の調査等を行う。</p> <p>①住民登録のある課税対象者への課税 ②住民登録外の課税対象者の調査及び課税 ③市外在住被扶養者の所得等調査 ④課税資料の管理(名寄・回送・異動処理等) ⑤確定申告書及び市県民税申告書の作成・受付・異動処理 ⑥納税通知書・税額決定変更通知書の発送 ⑦税証明書の発行</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 個人住民税課税システム Acrocity 2. 申告支援システム 3. 地方税電子申告支援システム 4. エルタックス審査システム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 課税台帳ファイル 2. 世帯調査票ファイル 3. 地方税電子申告情報ファイル 4. エルタックス審査情報ファイル 5. 国税連携情報ファイル 6. 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の十六の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十、二十三、二十六、二十七、二十八、三十一、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十二、四十八、五十三、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十五の二、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十六、百十七、百二十、百二十一の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p>(特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二第二十七の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4129
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月14日	表紙特記事項の欄	空欄	本市では、個人情報保護条例及び御殿場市セキュリティポリシーにより、個人情報及び情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。また、事務の一部を外部事業者等に委託する際には、業者の情報保護管理体制を確認し、合わせて秘密保持に関しても契約に含めることで、万全を期すこととしている。	事前	今回の市全体の見直し機会に合わせて、見直すこととした。
平成27年8月14日	3. 個人番号利用の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 十六の項 地方税法	番号法第9条第1項、別表第一の十六の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び地方税法	事前	今回の市全体の見直し機会に合わせて、見直すこととした。
平成27年8月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十三、二十六、二十七、二十八、二十九、三十一、三十四、三十五、三十七、三十九、四十、四十二、四十八、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十四、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百二、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百二十及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 二十七の項	(特定個人情報提供の根拠) 番号法19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十三、二十六、二十七、二十八、二十九、三十一、三十四、三十五、三十七、三十九、四十、四十二、四十八、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十四、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百二、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百二十及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二第二十七の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	今回の市全体の見直し機会に合わせて、見直すこととした。
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署の②所属長の欄	課税課長 長内 進	課税課長 山本 育実	事後	今回の市全体の見直し機会に合わせて、見直すこととした。
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署の②所属長の欄	課税課長 山本 育実	課税課長 田代 学	事後	今回の市全体の見直し機会に合わせて、見直すこととした。
平成29年12月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十三、二十六、二十七、二十八、二十九、三十一、三十四、三十五、三十七、三十九、四十、四十二、四十八、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十四、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百二、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十五、百十六、百十七、百二十及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第20条	(特定個人情報提供の根拠) 番号法19条7号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十三、二十六、二十七、二十八、二十九、三十一、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十二、四十八、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十四、八十五の二、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百二、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十五、百十六、百十九の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第20条	事前	今回の市全体の見直し機会に合わせて、見直すこととした。
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署の②所属長の欄	課税課長 田代 学	課税課長	事後	
令和2年3月19日	表紙評価実施機関名の欄	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	
令和4年3月1日	4.②法令上の根拠	番号法19条7号 番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年11月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要		<末尾に以下の字句を追加> なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	
令和5年11月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システムの名称	1. 個人住民税課税システム Acrocity 2. 申告支援システム 3. 地方税電子申告支援システム 4. エルタックス審査システム 5. 国税連携システム	1. 個人住民税課税システム Acrocity 2. 申告支援システム 3. 地方税電子申告支援システム 4. エルタックス審査システム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー	事後	
令和5年11月10日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 課税台帳ファイル 2. 世帯調査票ファイル 3. 地方税電子申告情報ファイル 4. エルタックス審査情報ファイル 5. 国税連携情報ファイル	1. 課税台帳ファイル 2. 世帯調査票ファイル 3. 地方税電子申告情報ファイル 4. エルタックス審査情報ファイル 5. 国税連携情報ファイル 6. 統合宛名ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十三、二十六、二十七、二十八、二十九、三十一、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十二、四十八、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十四、八十五の二、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百二、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十五、百十六、百十九の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 一、二、三、四、六、八、九、十一、十六、十八、二十、二十三、二十六、二十七、二十八、三十一、三十四、三十五、三十七、三十八、三十九、四十、四十二、四十八、五十三、五十四、五十七、五十八、五十九、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、七十、七十一、七十四、八十、八十五の二、八十七、九十一、九十二、九十四、九十七、百一、百三、百六、百七、百八、百十三、百十四、百十六、百十七、百二十、百二十一の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和5年11月10日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和5年11月10日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和5年11月10日	IV 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	